

第7章 実施・評価

第7章 実施・評価

1 本計画の推進方法について

全ての人が住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らし続けられる地域社会を実現させるには、市民による主体的な取組と、市民を含む多様な主体が協働することによって、地域福祉活動を推進していくことが不可欠です。

そのためには、地域に暮らす全ての人が、地域福祉活動の重要な担い手となることが求められます。

そのうえで、計画を推進していくにあたっては、地域福祉の担い手が、それぞれの役割を果たしながら、お互いにつながりを持ち、協働して取り組んでいくことが重要です。

計画の推進にあたっては、日南市で生活する市民、地域、日南市、市社協等が、今後の日南市における「地域福祉の推進」の必要性について、認識の共有を図るとともに、協働の取組に必要な仕組みづくりを推進します。

(1) 市内体制の整備

地域福祉の推進にあたっては、福祉施策だけでなく、教育、生活、まちづくり等の様々な分野の施策が関わることから、市内の連携体制の強化を図ります。

(2) 地域福祉を推進する地域福祉コーディネーターの育成

地域福祉の推進に向けて、仕事を通じて地域住民との信頼関係を築き、地域住民と協働して様々な課題解決を進めていける人材として、地域福祉コーディネーターの育成が必要です。

今後も、人材育成を図るとともに、地域福祉の役割を担う一人ひとりが地域の課題に敏感になり、日頃から地域との関わりを深め、お互い顔の見える関係づくりに努めます。

(3) 厳しい財政状況における財源の確保

地域福祉を充実し、継続的な活動を維持していくために、様々な施策の展開に伴う財源の確保が必要不可欠です。

日南市として施策の優先順位を勘案しながら、既存の資源を効果的に活用しつつ、財源の確保に努め、施策の推進を図ります。

(4) さまざまな施策における調整

本計画は、市民、地域、日南市、市社協等の役割を示しています。

様々な情報提供や情報交換を行い、地域の課題を発見するため地域懇談会や事業への参加を呼びかけるとともに、各組織・団体、関係機関の連携・ネットワークの構築に向けたつなぎ役を果たしていきます。

2 地域福祉推進にあたってのそれぞれの役割

人口減少や少子高齢化が進行する中で、誰もが住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって自立した生活を送るには、市民、地域、日南市、市社協等、地域福祉を担う多様な主体が連携・協力しながら、以下に記載する役割を果たしていく必要があります。

(1) 市民の役割

地域社会は、その地域に暮らす住民が主体となって作り上げていくものです。

市民一人ひとりが、地域のことに関心を持ち、それぞれの役割を理解したうえで、「自分にできること」を考え、地域福祉を担う一員として、具体的な取組を進めていくことが求められています。

そして、市民一人ひとりが、地域福祉活動に積極的かつ主体的に参加し、さらにはその活動を地域全体に広げていくことにより、市民主体の支え合いや助け合いの意識が高まり、地域コミュニティの活性化につなげていくことが期待されています。

(2) 自治会等の地域運営を担う組織の役割

誰もが安心して暮らせる地域づくりの実現に向け、地域住民主体の取組を推進するうえで、自治会等の地域団体は最も身近で基盤となる組織です。

地域の特性や課題を住民同士で共有し、様々な世代が地域運営や地域福祉活動への関心を高め、参加を促していくとともに、様々な機関と連携・協力していくことで、地域活動を推進していくことが期待されています。

(3) 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、地域で様々な生活課題を抱える住民にとって、身近な相談相手となり、適切な福祉サービスが得られるよう、情報提供や関係機関へのつなぎを行うとともに、関係機関等に協力することで、地域住民の課題解決を支援する役割を担っています。

また、地域における支え合い活動の中心的な存在として、住民同士の結びつきの強化や、日南市、市社協と連携した地域福祉活動に取り組んでいくことが期待されています。

(4) ボランティア・NPO・市民団体等の役割

ボランティア・NPO・市民団体等は、それぞれが明確な目的や専門性を持ち、先駆的で創造的な活動をしており、支え合い助け合う地域社会の構築に向けて必要となる、人と人をつなぐ大きな力を持っています。

各種活動の参加者・協力者として市民を受け入れたり、地域団体や事業者等と協働した取組を推進したりすることで、地域福祉のけん引役として多様で柔軟な活動を行っていくことが期待されています。

(5) 事業者（社会福祉法人、福祉関係団体、企業等）の役割

事業者は、自らの活動が市民の暮らしを支え、安心につながることを認識し、多様なニーズに応えるとともに、適切で質の高いサービスの提供と、権利擁護やプライバシー保護への厳格な対応を行うことが求められています。

また、福祉的な支援が必要な人に配慮した生活関連サービスを提供するとともに、地域住民との積極的な交流や、日南市及び各種団体との連携による見守り活動等により、地域社会へ貢献していくことが期待されています。

(6) 市社協の役割

市社協は、地域住民をはじめ、地域において社会福祉に関する活動を行う者や、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者に呼びかけて、相互に協力し、助け合いによる地域福祉の推進していく役割を担っています。

市民や日南市にとって身近な機関であることから、地域住民やNPO、ボランティア団体等と協働して、地域の福祉力の向上や、地域の実情に応じた福祉サービスの創出等、地域福祉の推進役を担うことが求められています。

そして、地域住民の活動・行動や支援のあり方を定める「日南市地域福祉活動計画」を推進する中で、地域の福祉課題や制度の谷間にある個別の福祉課題を地域との協働により解決につなげるとともに、支え合いのある地域づくりを目指すことが期待されています。

(7) 日南市の役割

地域福祉の推進にあたって、子育て施策では地域全体で子育てを支える環境づくり、障がい者施策では障がいのある人への生活支援、高齢者施策では、団塊の世代が75歳になる2025年を目指した「地域包括ケアシステム」の確立等、市民の福祉の向上を図るための各種施策を総合的に推進してきました。

また、社会福祉関係団体等との連携・協力のもと、地域福祉活動が充実・強化される仕組みづくりや、市民が地域運営やボランティア活動等に参加できるような支援的環境整備を推進してきました。

各地域において、特性を踏まえた地域福祉活動が推進されるよう、市民による取組を支援していくとともに、自助・互助では解決が難しい課題を共助・公助による制度で補いながら、地域課題の解決を目指していくことが期待されています。

3 計画の進行管理

計画の進行管理については、日南市の最上位計画である「日南市重点戦略プラン」に基づく具体的事業の進行管理を行うとともに、本計画に定めた各取組について、日南市における地域福祉の推進に関する総合的な観点から評価検証を行います。

また、このような観点からの評価検証に加え、市民や専門的知見を有する有識者等から構成される評価委員会において、外部の視点からの評価も併用しながら本計画の進行管理を行い、地域福祉の推進を図ります。

(1) 評価指標の設定

本計画に定めた、日南市及び市社協の「主な取組」について、以下のとおり、評価指標及び目標（評価基準）を設定し、本計画の評価検証に活用します。

◆基本目標1 地域を支える人づくりと地域をつなげる場づくり

施策1 地域を支える人づくりの推進		
・日南市		
基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) 地域人材の確保・育成 【福祉課】	民生委員児童委員の充足率	(現状値) 98.8% → (目標値) 100%
(2) 自治会への加入促進 【地域自治課】	自治会加入者率	(現状値) 86.1% → (目標値) 87%
(3) 認知症サポーターの養成 【長寿課】	認知症サポーター養成者数 (累計)	(現状値) 6,871人 → (目標値) 9,295人
(4) 健康づくりを推進する地域 人材の育成【健康増進課】	食生活改善推進員の人数	(現状値) 32人 → (目標値) 40人
(5) 人権尊重普及活動の推進 【地域自治課】	人権擁護委員会と連携した 啓発活動の実施回数	街頭啓発：年2回、パネル 展：年1回、映画祭： 年1回を継続して実施
(6) 学校教育を通じた地域行事 への参加促進 【学校教育課】	地域の行事に参加している小 学6年生及び中学3年生の割 合	・小学6年生 (現状値) 50.4% → (目標値) 55% ・中学3年生 (現状値) 39.4% → (目標値) 45%
・市社協		
(1) 福祉人材の発掘と育成	福祉推進員等研修会、小地域福 祉活動研修会、ボランティア養 成講座の実施回数	福祉推進員等研修会：年 3回、小地域福祉活動研 修会：年9回(各地区1 回)、ボランティア養成 講座：年1回を継続して 実施
(2) 福祉共育の推進	小学・中学・高校における福祉 共育の実施状況	社会福祉推進校におけ るハンディキャップ体 験：20校以上、ボランテ ィア実施：30校を継続し て実施

※目標年度について、特記のない場合は令和8年度（以下同様）

施策2 身近な地域における住民相互の支え合いの促進

・日南市		
基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) 地域の交流活動・見守り活動・啓発活動の推進 【地域自治課】	地域活動に係る公用車貸出数	(現状値) 121 件 → (目標値) 133 件
(2) 地域福祉コーディネーターの養成【福祉課】	地域福祉コーディネータースキルアップ研修受講完了者数 (累計)	(現状値) 0 人 → (目標値) 7 人
(3) 市民相互の支え合い活動を担う団体への支援 【福祉課】	関係機関との連携状況	連携体制の強化
(4) 高齢者関係団体への支援 【長寿課】	サロン支援の実施状況及び介護予防教室の実施数	・サロン支援 継続して実施 ・介護予防教室 (現状値) 50 教室 → (目標値) 65 教室
(5) 障がい者関係団体への支援 【福祉課】	障がい者関係団体への運営補助金の交付状況	継続して実施
(6) 市社協への支援【福祉課】	市社協への支援の実施状況	継続して実施
(7) 健康・スポーツ活動普及事業【健康増進課】	運動習慣を有する人の割合	・男性 (現状値) 48.9% → (目標値) 50% ・女性 (現状値) 38.4% → (目標値) 40%
(8) 障がい者スポーツの促進 【福祉課】	県障がい者スポーツ大会への参加者数	(現状値) 105 人 → (目標値) 121 人
・市社協		
(1) 身近な地域福祉活動の推進	地域福祉のニーズ把握のためのアンケート調査の実施状況	令和8年度までに2回以上実施
(2) 小地域福祉活動の支援・促進	小地域福祉活動研修会の実施回数	各地区において年1回以上継続して実施
(3) 主体的な活動に向けた支援体制の充実	福祉推進員等研修会の実施回数	年3回以上継続して実施
(4) サロン活動の充実	サロンの設置数	(現状値) 109 箇所 → (目標値) 112 箇所

施策3 ボランティア・NPO等による支え合いの促進

・日南市

基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) ボランティア・NPO支援機能の充実 【地域自治課・福祉課】	創客創人センター登録団体数	(現状値) 70 団体 → (目標値) 84 団体
(2) 学校教育を通じたボランティア活動への参加促進 【学校教育課】	地域社会等でボランティア活動に参加したことがある小学6年生及び中学3年生の割合	・小学6年生 (現状値) 60.5% → (目標値) 65% ・中学3年生 (現状値) 47.9% → (目標値) 55%

・市社協

(1) ボランティア人材の育成	ボランティア研修会の実施回数	年1回継続して実施
(2) 市社協「ボランティアセンター」機能の充実	ボランティア登録者数	(現状値) 1,235 人 → (目標値) 1,300 人
(3) 活動団体間の連携強化の促進	定例会・役員会の実施回数	定例会：年1回以上、役員会：月1回を継続して実施

施策4 気軽に集える交流の場の整備・推進

・日南市

基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) 身近な交流拠点づくりの支援【地域自治課】	公民館利用者数	(現状値) 77,223 人 → (目標値) 78,000 人
(2) 活動の場の調整支援【長寿課】	市の福祉施設の利用状況及び高齢者福祉バスの利用件数	・福祉施設 円滑な利活用の実施 ・高齢者福祉バス (現状値) 113 日 → (目標値) 150 日
(3) 空きスペースの有効活用【総合戦略課】	JR日南駅舎内コミュニティスペースの利用者数	(現状値) 3,220 人 → (目標値) 6,500 人

・市社協

(1) 地域の人たちが定期的に集える場の確保	ふれあいいいききサロンの新設状況	令和8年度までに3箇所以上設置
------------------------	------------------	-----------------

◆基本目標2 地域を見守る仕組みづくり

施策1 支援を必要とする人がつながりやすい体制の構築		
・日南市		
基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) 地域の見守り活動の推進 【福祉課・長寿課】	愛の訪問連絡員の配置状況	見守りが必要な方に対する愛の訪問連絡員の確保
(2) 孤立死防止対策 【福祉課・長寿課】	孤立死防止対策に関する取組の実施状況	継続して実施
(3) 高齢者虐待防止支援 【長寿課】	成年後見制度の運用状況	成年後見制度の利用促進
(4) 障がい者虐待防止対策 【福祉課】	障がい者虐待防止センター職員研修会等への参加状況	参加機会の増加
(5) 悪徳商法の被害等を受けた高齢者や障がいのある人への支援【福祉課・長寿課・地域自治課】	情報共有体制の確保状況	民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター事務連絡会及び地域自立支援協議会の実施
(6) 児童虐待防止体制の強化 【こども課】	市職員の児童虐待防止に係る研修会等への参加状況	参加機会の増加
(7) 支援が必要な子どもに対する支援体制の充実 【こども課】	要保護児童対策会議の実施回数	代表者会：年1回、実務者会議：年4回を継続して実施
(8) 子どもの貧困対策における食事支援の充実【こども課】	「こども宅食」事業の実施回数	月1回継続して実施
・市社協		
(1) 市民が抱えるニーズの把握	サロン活動、ふくし座談会への市社協職員の出席回数	サロン：70回以上、ふくし座談会：3回以上を継続して実施
(2) 地区社協・地区福祉推進協議会との連携と支援	福祉推進連絡会の実施回数	年4回継続して実施
(3) 子どもの貧困対策における食事支援の充実	こども宅食の提供世帯数	(現状値) 40世帯 → (目標値) 50世帯

施策2 協働による地域生活支援の充実

・日南市

基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) 包括的な支援体制の整備 【福祉課】	重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討状況	令和8年度からの事業開始に向けた検討の実施
(2) 生活困窮者等に対する支援体制の充実（生活困窮者自立支援事業）【福祉課】	生活困窮者等に関する連絡会議・支援調整会議の実施	連絡会議：年2回 支援調整会議：必要に応じて を継続して実施

・市社協

(1) 福祉団体・施設等との協働	社会福祉施設等連絡会における地域貢献会議の実施回数	年3回継続して実施
------------------	---------------------------	-----------

施策3 地域ぐるみで子育てをする仕組みづくり

・日南市

基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) 地域全体で子育てを支える環境づくりの推進【こども課】	子どもの未来応援シンポジウムの実施回数	年1回継続して実施
(2) 子育てネットワークづくりの支援【こども課】	地域子育て支援センター設置箇所数	4箇所を維持
(3) 子どもの未来を応援するための地域ネットワークづくり【こども課】	子ども・子育て会議の実施回数	年1回以上継続して実施
(4) 児童虐待防止体制の強化【こども課・再掲】	市職員の児童虐待防止に係る研修会等への参加状況	参加機会の増加
(5) 支援が必要な子どもに対する支援体制の充実【こども課・再掲】	要保護児童対策会議の実施回数	代表者会：年1回、実務者会議：年4回を継続して実施
(6) 子どもの貧困対策における食事支援の充実【こども課・再掲】	「こども宅食」事業の実施回数	月1回継続して実施
(7) 放課後児童クラブの推進【こども課】	放課後児童クラブの待機児童数	(現状値) 40人 → (目標値) 0人
(8) 放課後子ども教室の推進【生涯学習課】	放課後子ども教室教育活動サポーター登録者数	(現状値) 47人 → (目標値) 50人
(9) 青少年育成関係団体への支援【生涯学習課】	日南市青少年育成市民会議支部長会の実施回数	年3回以上継続して実施
(10) 子どもの安全・安心対策【地域自治課】	青色防犯パトロール等による安全啓発活動への支援の実施状況	継続して実施

・市社協

(1) 子育て相談の機会づくり	各地区福祉推進部会・ふれあいいいききサロンにおける多世代交流の実施状況	(現状値) 60.0% → (目標値) 100%
(2) 社会福祉施設等連絡会との連携	社会福祉施設等連絡会・研修会等の実施回数	年2回以上継続して実施
(3) 子どもへの学習支援	社協塾の実施回数	年2回継続して実施
(4) 子どもの貧困対策における食事支援の充実【再掲】	こども宅食の提供世帯数	(現状値) 40世帯 → (目標値) 50世帯

◆基本目標3 安全で安心して暮らせるまちづくり

施策1 日常の地域力を生かした安全・安心のまちづくり		
・日南市		
基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) 地域全体で防災に取り組む体制づくり 【総務・危機管理課】	自治会ごとの避難計画の策定数	(現状値) 0 地区 → (目標値) 5 地区
(2) 防災に関する情報提供 【総務・危機管理課】	ハザードマップの作成状況	随時更新を実施
(3) 防犯・交通安全活動の推進 【地域自治課】	地域安全街頭キャンペーン、交通安全啓発活動、暴力団等追放研修会の実施回数	地域安全街頭キャンペーン：年4回、交通安全啓発活動：年4回、暴力団等追放研修会：年1回を継続して実施
(4) 地域と日南市の協働による道路等の移動空間の改善 【建設課】	道路の安全確保に関する取組の実施状況	充実強化
(5) 子どもの安全・安心対策 【地域自治課・再掲】	青色防犯パトロール等による安全啓発活動への支援の実施状況	継続して実施
・市社協		
(1) 災害ボランティアセンターの設置運営	災害ボランティアセンターの運営訓練の実施回数	年1回継続して実施
(2) 地域の安全・安心のための活動の推進	小地域福祉活動研修会及びふくし座談会の実施回数	小地域福祉活動研修会：年9回、ふくし座談会：年3回以上を継続して実施

施策2 誰もが安全で快適な生活を送ることができる環境の整備

・日南市

基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) 利用しやすい移動手段の確保【総合戦略課】	コミュニティバス及びデマンド交通の利用者数	(現状値) 18,896人 → (目標値) 25,240人
(2) 公共施設、道路等の整備の推進【建設課】	道路や公共施設のバリアフリー化の推進状況	継続して実施

・市社協

(1) 外出・買い物を支援する活動の推進	車いす無料貸出申請に対する対応率及び買い物支援サービスにおける送迎車両の無料貸出回数	・車いす貸出 100%を維持 ・送迎車両貸出 年60件実施
----------------------	--	--

施策3 災害に備えた避難行動要支援者への支援の充実

・日南市

基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) 市民に対する周知・啓発【総務・危機管理課】	自治会等における防災講話の実施回数	(現状値) 17回 → (目標値) 50回
(2) 避難行動要支援者名簿作成の推進【総務・危機管理課】	避難行動要支援者名簿更新回数	月1回継続して実施
(3) 避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)の作成・管理【総務・危機管理課】	避難行動要支援者名簿登録者に対する個別計画作成率	(現状値) 4.1% → (目標値) 50%
(4) 避難訓練の実施【総務・危機管理課】	避難訓練実施に対する支援を行った自治会数	(現状値) 10地区 → (目標値) 20地区
(5) 要支援者を支える地域ネットワークの構築【福祉課・長寿課】	安全対策に関するネットワークの構築のための取組の実施状況	継続して実施

・市社協

(1) 地域における見守り活動基盤の整備	地域における福祉推進部会の設置数	144部会を維持
----------------------	------------------	----------

◆基本目標4 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

施策1 情報提供の充実		
・日南市		
基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) サービス情報提供の推進 【福祉課、長寿課、こども課】	サービス情報提供に関する取組の実施状況	継続して実施
(2) 民生委員児童委員との情報共有体制の構築【福祉課】	民生委員児童委員への個別情報の提供状況	必要に応じて実施
・市社協		
(1) 市社協広報誌の発行	市社協広報誌の発行回数	年6回 継続して実施
(2) 市社協ホームページを活用した情報提供	ホームページの更新回数	月1回以上
(3) 地域等への情報発信	各種会議への参加回数	民生委員児童委員協議会：月1回、地域福祉推進連絡会：年4回、地区社協福祉推進部会長会等：年4回を継続して実施

施策2 相談体制の充実		
・日南市		
基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) 子育て世代に対する包括的支援体制の充実【こども課】	子ども家庭総合支援拠点の設置状況	令和5年度までに設置
(2) 家庭児童相談室による相談支援【こども課】	家庭児童相談室設置による支援の実施状況	継続して実施
(3) 地域包括支援センター（高齢者あんしん相談所）による相談支援【長寿課】	広報誌における地域包括支援センターに関する情報の定期的な掲載の実施状況	年1回以上継続して実施
(4) 認知症地域支援推進員の配置【長寿課】	認知症地域支援推進員の配置人数	7名を維持
(5) 相談・支援が必要な人に対する包括的な体制の充実【福祉課】	基幹相談支援センターの設置状況	令和5年度までに設置
(6) 福祉全般に係る相談窓口の設置【福祉課】	まると福祉相談窓口の設置状況	継続して設置
(7) 地域の身近な相談者との連携強化【福祉課】	福祉推進員や民生委員児童委員との連携状況	連携の強化
・市社協		
(1) 相談窓口体制の充実	無料弁護士相談の実施回数	年24回以上継続して実施
施策3 権利擁護の強化		
・日南市		
基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) 権利擁護の推進体制の強化【福祉課】	研修会等への参加状況	参加機会の増加
(2) 成年後見制度利用の支援・促進【福祉課・長寿課】	障がい者相談支援事業所及び地域包括支援センターにおける相談窓口の設置状況	継続して実施
・市社協		
(1) あんしんサポートセンターの充実	専門員数・支援員数	・専門員 3名を維持 ・支援員 (現状値) 7名 → (目標値) 9名

施策4 良質で適切な福祉サービスの提供

・日南市

基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) 提供サービスの質の向上 【福祉課、長寿課、こども課】	障害者施策推進協議会、日南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会、子ども・子育て会議の実施回数	それぞれ年1回以上継続して実施

・市社協

(1) 新たな福祉ニーズへの対応	ふくし座談会開催及びサロン訪問の実施回数	ふくし座談会：年3回以上、サロン訪問：70回以上を継続して実施
(2) 協働による地域福祉サービスの推進	フードバンク事業における協力事業者数	(現状値) 6事業者 → (目標値) 9事業者

施策5 自立を支援する体制の充実

・日南市

基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) ひとり親家庭に対する支援 【こども課】	母子・父子自立支援員の配置人数	1名を維持
(2) 生活困窮者に対する支援 【福祉課】	市社協への相談支援員の配置人数	2名を維持
(3) 自立支援に向けた支援体制の強化【福祉課】	関係機関との連携状況	連携体制の強化

・市社協

(1) 生活福祉資金貸付事務事業の実施	広報誌や民協の会議等における事業周知の実施回数	年1回以上継続して実施
(2) 生活自立サポートセンターの充実	広報誌における事業広報活動の実施状況	年1回以上継続して実施

施策 6 福祉、保健、医療・介護の生活関連分野の連携強化

・日南市

基本施策	評価指標	目標・評価基準
(1) 地域ケア会議の充実 【長寿課】	地域ケア会議への専門職（多職種）の参加状況及び地域ケア会議実施回数	<ul style="list-style-type: none"> ・参加職種 理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師 ・実施回数 年 20 回以上継続して実施
(2) 医療・介護連携の強化 【長寿課・中部病院】	入・退院時情報提供率	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時 (現状値) 89.7% → (目標値) 100% ・退院時 (現状値) 96.8% → (目標値) 100%
(3) 終末期ケアの実施体制の強化 【長寿課・中部病院】	訪問看護事業所数、多職種連携に必要な医療・介護職の研修会及び終末期ケアに関する市民公開講座の実施回数	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護事業所 5 事業所を維持 ・医療・介護職の研修会及び・市民公開講座 それぞれ年 1 回継続して実施
・市社協		
(1) 地域ケア会議への参画	生活支援コーディネーターの地域ケア会議への参加回数	月 2 回継続して実施

資料編

資料編

1 計画策定の経緯

取組主体	主な取組
令和3年7月～8月	<ul style="list-style-type: none">・市民調査の実施 16歳以上の市民3,000名を対象に、生活状況や地域福祉に関する意見等について調査・福祉事業所調査の実施 市内の福祉事業所105事業所を対象に、地域福祉に関する現状や意見等について調査
令和3年8月～9月	<ul style="list-style-type: none">・施策等調査実施 庁内関係各課及び社会福祉協議会を対象に、今後の施策・取組の方向性について調査
令和3年9月	<ul style="list-style-type: none">・民生委員児童委員調査の実施 民生委員児童委員173名を対象に、地域の実情や地域福祉に関する意見等について調査
令和3年10月	<ul style="list-style-type: none">・保護司調査の実施 日南地区保護司会会員32名を対象に、地域の実情や再犯防止に関する意見等について調査
令和3年11月	<ul style="list-style-type: none">・【第1回】日南市地域福祉推進計画策定（評価）委員会の開催 内容：計画の概要説明、調査結果報告
令和3年12月	<ul style="list-style-type: none">・【第2回】日南市地域福祉推進計画策定（評価）委員会の開催 内容：計画素案の検討
令和4年1月	<ul style="list-style-type: none">・【第3回】日南市地域福祉推進計画策定（評価）委員会の開催 内容：計画修正案の検討
令和4年2月	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメント（意見公募）の実施 ホームページ等において計画案を公表

2 日南市地域福祉推進計画策定（評価）委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、日南市地域福祉推進計画（以下「計画」という。）の策定及び計画的な地域福祉の推進を図るため、日南市地域福祉推進計画策定（評価）委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- （1）計画の策定及び変更に関すること。
- （2）計画の評価及び進行管理に関すること。
- （3）その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は別表1に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画期間の令和9年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議等）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて委員会の会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、別表2に掲げるとおりとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

日南市地域福祉推進計画評価委員会 委員名簿

(委員)

(別表1)

番号	選出区分	所 属	氏 名	備 考
1	福 祉 団 体	日南市 高齢者クラブ連合会	枅 屋 努	
2		日南市 身体障害者福祉協会	廣 田 満	
3		NPO法人子育て サポートにちなん	谷 口 乃富江	
4		日南市 地域福祉推進連絡会	戸 敷 裕 子	
5	民生委員児童委員	日南市民生委員児童委員 協議会 会長	崎 村 洋 子	
6		日南市民生委員児童委員 協議会 副会長	谷 口 力 男	
7		日南市民生委員児童委員 協議会 副会長	衛 藤 重 人	
8	学 識 経 験 者	日南市健康福祉部 部長	長 友 弘 次	
9		日南市社会福祉協議会 会長	川 添 利喜夫	
10	市 民 代 表	日南市自治会連合会 会長	益 田 政 司	
11		日南市自治会連合会 副会長	渡 邊 倫 章	
12		日南市自治会連合会	山 下 健 一	

(任期 令和4年3月31日まで)

(事務局)

(別表2)

番号	役 職	所 属	所属役職	氏 名	備 考
1	事 務 局 長	日南市健康福祉部 福祉課	課 長	田 中 さゆり	
2	事 務 局 次 長	日南市社会福祉協議会	事務局長	川 俣 泰 通	
3	事 務 局	日南市健康福祉部 長寿課	課 長	内 村 博	
4		日南市健康福祉部 こども課	課 長	中 島 昌 秀	
5		日南市社会福祉協議会 福祉サービス課	次長兼課長	橋 口 実 代	
6		日南市社会福祉協議会 総務課	課 長	梶 渡 良 也	

※必要に応じ、日南市関係各課・日南市社会福祉協議会の事務担当者を加える。

3 用語解説

用語	説明
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットにより構成。
協力雇用主	犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的に、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能。
ケアマネジャー	要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し、給付限度額を目安にサービスの種類・内容等を定めた計画「ケアプラン」を作成する専門職。サービスの利用について、介護サービス事業者との調整を行うとともに、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けること。
子ども家庭総合支援拠点	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし子育てに関する不安や悩み、不登校や家庭内暴力等の様々な相談を受け、必要な支援機関につないだり、情報提供を行う拠点。
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育てに関する総合的な推進等に関して審議するために設置されたもの。学識経験者や子どもの保護者、関係団体等により構成。
社会福祉協議会	地域福祉事業推進の中心的役割を担い、社会福祉の増進を図るために組織された民間団体。
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。国によって令和3年4月に創設され、市町村の任意により行われる事業。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を整備することを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた取組（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすための活動を担う人。
成年後見制度	認知症等により判断能力が十分でない人に対し、成年後見人等が財産管理等を行うことで保護・支援する制度。

用語	説明
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	介護や支援が必要な人とその家族、地域の人を含め、支援の専門家がともに話し合いを行い、支援の方法について考えていく会議。
地域自立支援協議会	障がい福祉に関するネットワークの構築における中核的な役割を担い、障がい者への支援体制の整備を図るため設置されたもの。関係機関・団体、障がい福祉サービス従事者等で構成。
地域福祉コーディネーター	地域の福祉課題を解決するために利用できる手段や情報に精通し、地域福祉推進のキーパーソンとして、関係機関・団体等と連携・協働しながら、地域の課題解決に向けたリーダーシップを発揮する役割を担う人。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが途切れなく提供される体制。
デマンド交通	利用者が希望する乗降場所や時刻等の要求に応じて、乗り合い方式で運行する交通手段。
認知症サポーター	養成講座を受講し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職。地域包括支援センター、市町村等に配置され、地域の特徴や課題に応じた活動を行う。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。
保護司	法務大臣から委嘱され、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える役割を担う人。
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般）についての相談を受け、専門機関につなげる役割を担う人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談も担う。
要保護児童	保護者に監護されることが不適切であると認められる児童。保護者のない児童。

4 第2期計画の取組への評価

第2期計画において基本施策ごとに定めた、「個人・地域」「日南市」「市社協」の各主体が取り組むべきことについて、取組の進捗状況等を把握するため、以下の手法による評価を実施しました。

・「個人・地域」の取組に係る評価手法

民生委員児童委員調査及び保護司調査において、各取組の現状について調査し、集計結果に基づき、評価を行いました。

評価手法

①各取組の現状（例：自分の地域では、隣近所や地域の人同士のあいさつや声かけができています）について、「そう思う」「ややそう思う」「思わない」の3択にて回答					
②回答を以下の基準で点数化					
・そう思う	→	100点	・ややそう思う	→	50点
・思わない	→	0点			
③回答者の平均点によって、以下の基準により判定					
・75点以上	→	A評価	・50点以上75点未満	→	B評価
・25点以上50点未満	→	C評価	・25点未満	→	D評価

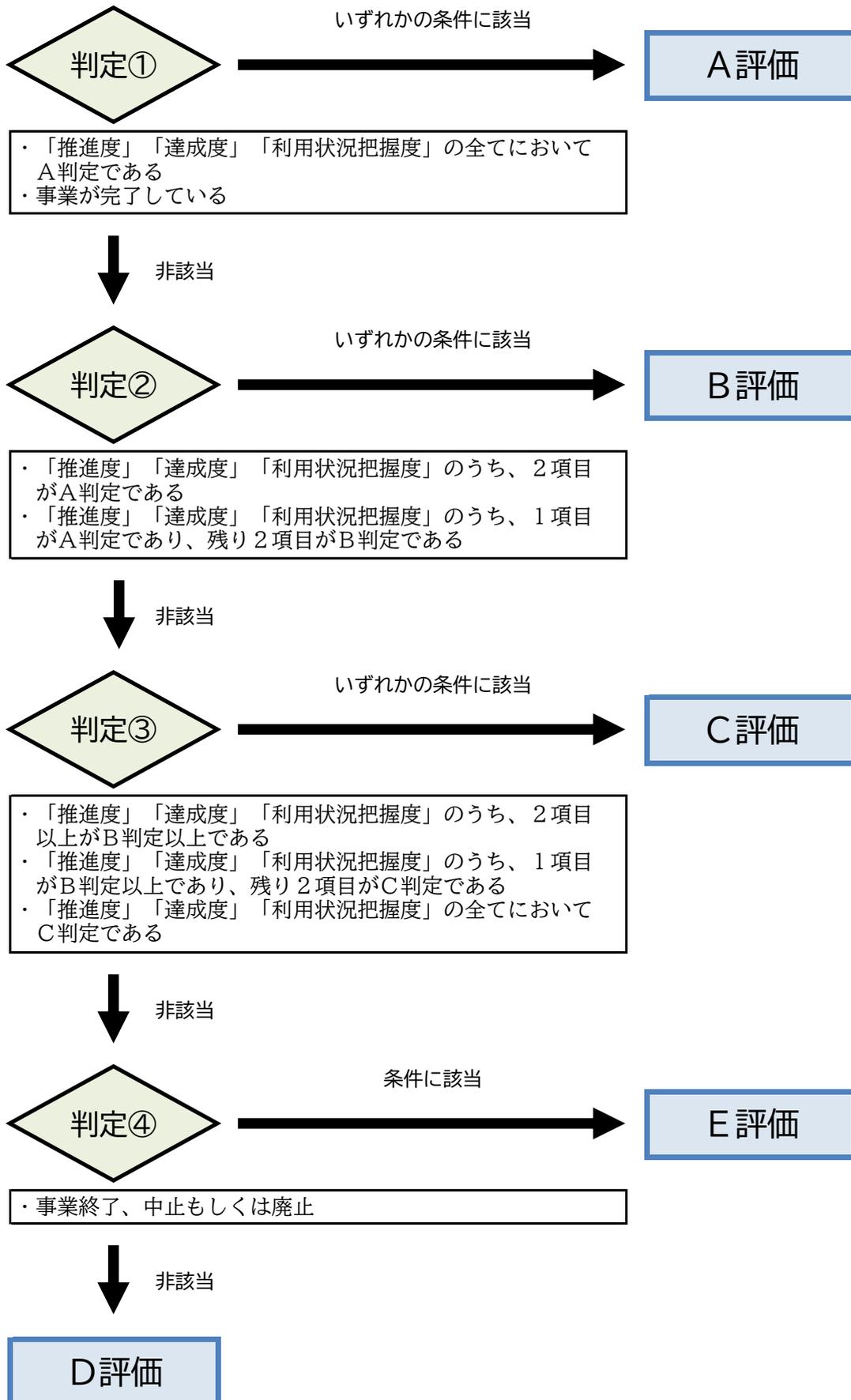
・「日南市」「市社協」の取組に係る評価手法

内部調査において、各取組の進捗状況について、「推進度」「達成度」「利用状況把握度」の3項目による評価を行ったうえで、総合評価を行いました。

「推進度」「達成度」「利用状況把握度」の判定基準

判定	推進度	達成度	利用状況把握度
A判定	十分に推進されている	十分に達成されている	十分に利用状況が把握、正確にその内容が確認されている
B判定	概ね推進されている	概ね達成されている	概ね利用状況の把握ができているが、その内容は整理されていない
C判定	あまり推進されていない	あまり達成されていない	あまり利用状況の把握はなされていない
D判定	推進していない	推進もしくは実施されているが、現在達成されていない	利用状況の確認ができない、もしくは利用はされているが把握していない
E判定	事業完了、中止もしくは廃止		

総合評価手法



各取組に対する評価結果は以下のとおりです。

◆基本目標1 「自助」を基本とした「互助」の掘り起こしに向けた取り組み
(地域をつなげる場づくり)

施策1 隣近所で支え合う意識の向上		
主体	内容	評価
個人・地域	・自分の地域では、隣近所や地域の人同士のあいさつや声かけができています。	A
	・自分の地域では、ご近所同士で助け合い、困りごとを抱える人について、買い物や外出などの支援を行うことができています。	C
	・自分の地域では、市広報などの配布物はできるだけ手渡しで配ることができています。	B
	・あなたは、地域で活動を行う中で、困りごとを抱える人を把握することができています。	B
日南市・市社協	(1) 公民館の利活用・整備支援	A
	(2) 地域の交流活動・見守り活動・啓発活動	A
	(3) 小地域福祉活動の支援・促進	A
	(4) 主体的な活動にむけた支援体制の充実	A
施策2 地域ぐるみで子育てをする仕組みづくり		
主体	内容	評価
個人・地域	・自分の地域では、住民がお互いに支えあう環境ができています。	B
	・自分の地域では、支えを必要とする人の把握と早期対応ができています。	C
	・自分の地域では、子育てなどでわからないことがあった時に、相談したり尋ねたりすることができる人が身近にいる。	C
日南市・市社協	(1) 子育て環境づくりの推進	B
	(2) 子どもの未来を応援するための地域ネットワークづくりの支援	B
	(3) 子育てネットワークづくりの支援	A
	(4) 見守り活動の推進	A
	(5) 子育て相談の機会づくり	A
	(6) 社会福祉施設連絡会との連携	A
	(7) 放課後児童クラブの充実	A
	(8) 子育て支援対策の取組	C

施策3 気軽に集える交流の場の整備・推進

主体	内容	評価
個人・地域	・自分の地域では、世代間の交流ができている。	C
	・自分の地域では、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人の日常の困りごとに対し、地域で支え合う仕組みができている。	C
	・自分の地域では、高齢者や障がいのある方に対する閉じこもり予防、仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりの活動が行われている。	C
日南市・市社協	(1) 安心して利用できる公園の整備	B
	(2) 空き家などの有効活用	B
	(3) 身近な交流拠点づくりの支援	A
	(4) 地域の人たちが定期的集える場の確保	C

施策4 誰もが安全で快適に移動できるようにするための提案・検討

主体	内容	評価
個人・地域	・自分の地域では、移動手段に不便さを感じるようになった場合、民生委員児童委員などを通じて、日南市や市社協につなぐことができている。	B
日南市・市社協	(1) 利用しやすい移動手段の検討	D
	(2) 公共施設、道路など整備の推進	B
	(3) 市民と日南市の協働による道路など移動空間の改善	B
	(4) 外出を支援する活動の推進	A

◆基本目標2 市民相互の支え合い（共助）の促進（地域を支える人づくり）

施策1 身近な地域における住民相互の支え合いの促進		
主体	内容	評価
個人・地域	・自分の地域では、ご近所の困っている人に対する声かけや手助けができています。	B
	・自分の地域では、地域の行事や会議などの地域活動に、住民が積極的に参加している。	B
日南市・市社協	(1) 情報基盤整備	C
	(2) 避難行動要支援者名簿	C
	(3) 自治会関連団体への支援	B
	(4) 主体的な活動にむけた支援体制の充実	A
	(5) 交流センター（自治公民館）	A
	(6) 既存住宅（空き家）の有効活用に関する施策	B
	(7) 子育て支援センター	A
	(8) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室など	A
	(9) 市民相互の支え合い活動を担う団体への支援	B
	(10) 市社協への支援	B
	(11) 障がい者関係団体への支援	A
	(12) 人材の養成・確保（地域リーダーの養成）	B
	(13) 障がい者スポーツ大会など	A
	(14) 高齢者関係団体への支援	B
	(15) 活動拠点の調整支援	B
	(16) 地域人材教育推進事業	B
	(17) 防犯・交通安全の推進に関する施策	A
	(18) 青少年育成関係団体への支援	A
	(19) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室など	A
	(20) 学校教育における福祉教育の推進	B
	(21) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室など	B
	(22) 健康・スポーツ活動普及事業	B
	(23) 健康づくりに関する施策	B
	(24) 身近な地域福祉活動の推進	D
	(25) 人材育成・啓発	A

施策2 ボランティア・NPOなどによる支え合いの促進（活動・市民協働の促進）

主体	内容	評価
個人・地域	・自分の地域では、地域活動に参加してくれる人を増やすための取組みを行っている。	C
	・自分の地域では、ボランティアに関する情報について、住民への広報を行っている。	C
	・自分の地域では、団塊の世代の人たちに対して、地域活動への参加を呼びかけている。	C
	・自分の地域では、ボランティア活動や福祉活動が積極的に行われている。	C
日南市・市社協	(1) ボランティア・NPO支援機能の充実	B
	(2) 福祉活動拠点への支援	B
	(3) 福祉活動拠点への支援	B
	(4) 個人及び団体のボランティアやNPO支援機能の充実	B
	(5) 市社協「ボランティアセンター」機能の充実	A
	(6) 活動団体間の連携強化の促進	B
	(7) 市民の抱えるニーズの把握	C

◆基本目標3 公的な相談支援（公助）と共助の協働による促進
（地域を見守る仕組みづくり）

施策1 支援を必要とする人がつながりやすい体制の構築		
主体	内容	評価
個人・地域	・自分の地域では、隣近所や地域の人同士のあいさつや声かけができています。 【再掲】	A
	・自分の地域では、子どもの登下校時や、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人のいる世帯などへの見守り活動が行われている。	B
	・自分の地域では、“茶飲み場”などの住民同士の交流の場がある。	C
	・自分の地域では、高齢者や障がいのある人と、活動や体験を通じて交流を深める機会がある。	C
日南市・市社協	(1) 協働の取組推進	A
	(2) 子どもの安全・安心対策	A
	(3) 子どもの貧困対策	B
	(4) 児童虐待防止対策	B
	(5) 「見守り」「助け合い」活動立ち上げなどに取り組む団体への支援	B
	(6) 地域の見守り活動の推進	A
	(7) 障がい者虐待防止対策	A
	(8) 孤立死防止対策	A
	(9) 高齢者虐待防止支援	A
	(10) 高齢者・障がいのある人に関する悪徳商法被害・消費者トラブルの防止	B
	(11) 子どもの安全・安心対策	A
	(12) 地区社協・地区福祉推進協議会との連携と支援	A
	(13) ふれあいいいききサロン事業	A

施策2 支援を必要とする人を支える仕組みづくり

主体	内容	評価
個人・地域	・自分の地域では、地域の課題について話し合う場・機会がある。	C
	・自分の地域では、地域の課題について話し合う場・機会に住民が積極的に参加していると思う。	C
日南市・市社協	(1) 地区活動への障がいのある人などの参加促進	C
	(2) 高齢者地域支え合い事業の充実	A
	(3) 地域福祉を推進する福祉団体との連携	B

施策3 協働による地域生活支援の充実

主体	内容	評価
個人・地域	・自分の地域では、困っていることを気軽に言い合えるような環境づくりや、お互いの近況を把握する機会づくりができています。	C
日南市・市社協	(1) 公的な相談支援と地域福祉活動の協働	D
	(2) 障がいのある人に対する支援の充実	B
	(3) 見守り活動の推進（相談など）	B
	(4) 生活困窮者などに対する支援の充実（生活困窮者自立支援制度）	B
	(5) 高齢者などに対する支援の充実	B
	(6) 福祉団体・施設などとの協働	A

◆基本目標4 地域における効果的な安全・安心対策の推進

施策1 災害に備えた災害時要援護者への支援		
主体	内容	評価
個人・地域	・あなたは、避難行動要支援者（高齢者や障がいのある方など、災害時の避難や避難所などでの生活に支援が必要な方）の把握ができています。	B
	・自分の地域では、避難行動要支援者の情報を関係者同士が共有することができている。	C
	・自分の地域では、避難行動要支援者も参加できるよう配慮された防災訓練が行われている。	D
日南市・市社協	(1) 近隣住民間での困りごとが発信できる環境づくり	C
	(2) 災害時要援護者台帳の作成・管理	E
	(3) 災害時要援護者支援体制の構築	B
	(4) 避難訓練の実施	C
	(5) 地域の安全対策ネットワークの推進	B
	(6) 地域の見守り活動の推進	B
	(7) 住民の抱えるニーズや要援護者情報の把握	A
	(8) 福祉共育の推進	D

施策2 日常の地域力を生かした防災・防犯のまちづくり		
主体	内容	評価
個人・地域	・あなたは、避難行動要支援者（高齢者や障がいのある方など、災害時の避難や避難所などでの生活に支援が必要な方）の把握ができています。【再掲】	B
	・自分の地域では、自主防災組織などが立ち上げられている。	B
	・自分の地域では、防災や防犯に関する情報を住民に提供することができている。	C
	・自分の地域では、子どもの登下校時の声かけや見守り活動などの防犯に関する取り組みを行っている。	B
日南市・市社協	(1) 災害時要援護者の支援体制の構築	C
	(2) 災害時要援護者の避難に関する訓練の実施	C
	(3) 防災計画づくりに市民が参画できるような仕組みづくり	C
	(4) 地域ぐるみの交通安全対策	A
	(5) 地域の安全・安心のための活動推進	B
	(6) 子どもの安全・健全育成の活動推進	C
	(7) 防災訓練や防犯講座などへの参加促進	C
	(8) 災害時要援護者の把握と避難支援者への啓発活動	B

◆基本目標5 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

施策1 情報提供の充実		
主体	内容	評価
個人・地域	・あなたは、地域で活動を行う中で、困りごとを抱えた人を把握した際、必要に応じて相談窓口などにつなぐことができる。	A
日南市・市社協	(1) 情報を必要とする人への提供体制の構築	B
	(2) 身近な地域情報の提供の促進	A
	(3) サービスの評価や内容の開示の推進	A
	(4) 社協広報誌の発行	A
	(5) 社協ホームページによる最新の情報提供	C
	(6) 地域などへの情報発信	B

施策2 相談体制の充実		
主体	内容	評価
個人・地域	・あなたは、地域における身近な相談相手として相談に応じることができている。	B
日南市・市社協	(1) 子育て世代包括支援センターの設置	B
	(2) 家庭児童相談室の設置	A
	(3) 相談窓口の強化	B
	(4) 地域や生活ステージに応じた相談支援体制の推進	B
	(5) 地域包括支援センターの機能充実	A
	(6) 心配ごと相談の実施	B
	(7) 無料弁護士相談の実施	A
施策3 権利擁護の強化		
主体	内容	評価
個人・地域	・あなたは、虐待を発見したり、情報を入手した場合、速やかに専門機関に通報することができる。	A
	・あなたは、日常生活自立支援事業や成年後見制度について、ある程度把握している。	B
日南市・市社協	(1) 権利擁護の総合的な推進	B
	(2) 「成年後見制度」利用の支援・促進	A
	(3) 虐待防止のための取組	C
	(4) あんしんサポートセンターの充実	B

施策4 良質で適切な福祉サービスの提供

主体	内容	評価
個人・地域	・あなたは、日南市などから福祉サービスに関するパンフレットなどが提供された場合には、地域住民に配布している。	B
日南市・市社協	(1) サービス提供基盤の整備	B
	(2) サービス情報提供の推進	B
	(3) 苦情相談窓口の充実	A
	(4) 在宅福祉サービスの推進	B
	(5) 新たな福祉ニーズへの対応	B
	(6) 福祉人材の発掘と育成	B
	(7) 協働による地域福祉サービスの推進	B

施策5 自立を支援する体制の充実

主体	内容	評価
個人・地域	・自分の地域では、生活困窮などの問題を抱える家庭を見逃さない体制ができている。	C
日南市・市社協	(1) ひとり親家庭に対する支援	A
	(2) 生活困窮者に対する支援	A
	(3) 生活支援サービスの充実	A
	(4) 自立した生活に向けた支援	B
	(5) 生活福祉資金貸付事業	B
	(6) たすけあい金庫貸付事業	E
	(7) 生活自立サポートセンターの充実	B

施策6 福祉、保健、医療・介護の生活関連分野の連携強化

主体	内容	評価
個人・地域	・あなたは、地域だけで解決が難しい問題について、専門機関につなぐことができている。	B
	・あなたは、地域ケア会議などの地域福祉に関する会議に積極的に参加している。	B
日南市・市社協	(1) 地域ケア会議の充実	B
	(2) ケアマネジメントの質の向上	B
	(3) 医療・介護連携の強化	A
	(4) 終末期ケアの支援	A
	(5) 地域ケア会議への参画	A

第3期日南市地域福祉推進計画
(地域福祉計画及び地域福祉活動計画)

令和4年3月

日南市
〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1
TEL：0987-31-1163（福祉課直通）

日南市社会福祉協議会
〒887-0021 日南市中央通一丁目8番地1
TEL：0987-23-1191